

災害見舞金規定

(日本興亜損害保険㈱ 普通傷害保険制度)

第1条 (目的)

本規定は、役員が障害を被った場合、または従業員が就業中および出退勤の途中において、傷害を被った場合の災害見舞金について定める。

第2条 (適用の範囲)

本規定は、会社が雇用する役員・従業員に適用する。

第3条 (支給事由)

本規定による見舞金の支給事由は、第6条に定める傷害保険の保険事故による傷害とする。ただし、免責事由に該当する場合は支給しない。

第4条 (支給額)

本規定による見舞金の支給額は、傷害の程度により、次の通りとする。

① 死亡		3,000,000円
② 入院	1日につき	4,500円
③ 通院	1日につき	2,000円

第5条 (受給者)

適用対象の役員・従業員が第3条(支給事由)に該当する傷害により死亡した場合の見舞金をうけることができる者の順位は、労働基準法施行規則第42条ないし第45条の定めるところによる。

第6条 (保険会社との契約)

1. 会社は、前条に定める見舞金の支払いを確実にするため、その保全措置として、役員・従業員を被保険者、会社を保険金受取人とする「傷害保険」を東京会場火災保険株式会社と締結する。ただし、業績低下等の理由により継続することが困難になった場合には、契約内容を変更し、または解除することがある。
2. 前項により保険契約を解除した場合は、同時にこの規定を廃止するものとする。

第7条 (他の補償との調整)

本規定により支給する見舞金は、労働者災害補償保険法による補償給付及び第3者からの損害賠償金等との調整は行わない。

第8条 (届出)

役員・従業員もしくはその遺族が本規定に基づいて、見舞金を受けようとするときは、事故発生後速やかに書面により会社に届出なければならない。

第9条 (書類の提出)

前条に該当する場合は、速やかに会社の掲示する書類を提出しなければならない。

第10条 (実施日)

本規定は、平成12年 12月 18日より実施する。